

1. 5 環境関連法規および学内規定等の紹介

1. 5. 1 環境関連法規の改定や学内規定等の紹介

本学と関係の深い環境関連法規の改正を紹介する。

省エネ法の改正

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（省エネ法）が改正され、2023年4月から施行された。本改正には、①「エネルギーの使用の合理化」の対象範囲拡大、②非化石エネルギーへの転換、③電気需要の最適化、の3つのポイントがある。

①「エネルギーの使用の合理化」の対象範囲拡大
従来の省エネ法では「エネルギー」が化石燃料のことを指していたが、改正法によって「エネルギー」の定義が拡大され、非化石エネルギーを含むすべてのエネルギーの使用の合理化が求められる。

②非化石エネルギーへの転換

従来省エネ法においては一定規模以上のエネルギー使用事業者に対して、エネルギー使用状況についての報告が義務付けられていた。改正法では、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成および非化石エネルギーの使用状況等の定期報告を行うことが求められる。

③電気需要の最適化

産業部門等の大規模需要者に対して、電力の需給状況に応じたデマンドリスポンス（DR）を行うことが求められる。また、再エネの余剰時などに電力需要を増加させる「上げDR」、電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させる「下げDR」など、DRの実績報告が求められる。

参考

資源エネルギー庁「2023年4月施行の「改正省エネ法」、何が変わった？」

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/shoene_houkaisei2023.html

(2024/08/05 閲覧)

水質汚濁防止法の改正

2024年1月に、「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布された。この改正により、「六価クロム化合物」の排水基準が、現行基準値である0.5 mg/Lから0.2 mg/Lに改められた。また、排水基準の項目のうち「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改められ、同項目に係る基準値を800 CFU（コロニー形成単位）/mLに改められた。六価クロム化合物に係る改正は令和6年4月1日から、大腸菌群数に係る改正は令和7年4月1日から施行される。

また、本学が適用する六価クロム化合物の排水基準も現行の0.25 mg/Lから0.2 mg/Lへ変更される。令和6年10月1日以降測定分から適用される。

参考

環境省「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」

https://www.env.go.jp/press/press_02672.html

(2024/08/05 閲覧)

1. 5. 2 手引きの改訂

令和6年4月時点でご利用頂ける手引きの一覧をご案内します。環境管理部門ホームページからでもダウンロード頂けますのでご利用下さい。

※手引きは随時改訂・更新され、差し替えられることがあります。

・ 京都大学無機廃液処理装置（KMS）利用の手引き
https://eprc.kyoto-u.ac.jp/envmng/kms/kms_manual/

・ 廃液および廃棄物の情報管理の手引き
https://eprc.kyoto-u.ac.jp/envmng/kys/kys_manual/

- ・電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）の利用
https://eprc.kyoto-u.ac.jp/envmng/course/download/e_manifest/
- ・これだけは知ってほしい京都大学の環境保全
<https://eprc.kyoto-u.ac.jp/envmng/course/download/kengakushiryou/>

1. 5. 3 学内の廃棄物対策諸計画の実施状況 京都大学プラスチック対策実施プラン

プラスチック問題に対する世界的、社会的な機運の高まりを踏まえ、京都大学では、2020年1月に京都大学プラスチック対策実施プラン（通称「京大プライド計画」）を策定し、取り組みを進めている。以下に2023年度の実施の一例を紹介する。

<マイボトル普及に向けたインフラ整備>

マイボトル普及のために、学内どこにいても自由なく給水できることを目指して、2020年から

実証実験としてウォーターサーバーを学内に設置してきた（表1）。ウォーターサーバー利用水量はのべ約107.9 kL、500 mL ペットボトル換算で約21.5万本の削減効果に相当する。総合研究2号館（36.6 kL）、吉田南図書館（17.0 kL）、法学部通路（15.7 kL）の順に利用量が多かった。2020年から始めた本実証実験は2023年12月で終了し、各施設側へ意見を聞きとり継続の意思を確認したところ、9台中6台は継続、3台は今後廃止することとなった。実証実験終了に伴い維持管理費用と日々の管理維持を各部局に負担いただかなければならないことが、廃止の主な理由であった。実証期間が終了した今後の取り組みとして、部局の負担にも配慮しつつ、大学構成員がマイボトルを利用できる環境整備に向けてウォーターサーバーの設置個所を改めて増やす工夫が必要である。

表1 京都大学内のウォーターサーバー設置場所一覧（2024年3月末時点）

	キャンパス	設置場所	設置時期	機器の種類	備考
1	吉田	吉田南 吉田南図書館	2020/12	水道直結型	
2	吉田	本部 総合研究2号館南側1F	2021/6	水道直結型	
3	吉田	本部 時計台 B1 生協近く	2021/6	水道直結型	
4	吉田	本部 法学部棟	2021/8	水道直結型	
5	吉田	本部 文学部棟	2021/8	水道直結型	
6	吉田	総合体育館	2021/8	水道直結型	2024/2/16 廃止
7	吉田	本部 工学部物理系校舎1F	2022/7	水道直結型	2025/7 に廃止予定
8	吉田	北部 理学研究科6号館1F	2022/7	水道直結型	
9	桂	C クラスター C3 棟	2022/9	水道直結型	2025/7 に廃止予定

<長寿命製品対策としての小型家電回収実験>

2022年度までは事業系一般廃棄物に混入したプラスチックの実態把握などの短寿命型プラスチック対策を継続してきた。一方で、京大プライド計画では、リサイクル推進などによる長寿命型製品対応も

掲げている。2023年度は長寿命型製品として学生をはじめとする大学構成員が使用する小型家電（以下、小電）に着目し、京都市左京エコまちステーション、京都大学生協と協働して回収実験を試行した。小電はプラスチック素材に加え、資源性の高い

ベースメタルやレアメタルが含有されていることから、資源循環が求められる代表的な長寿命製品である。回収実験の実施期間は2024年3月1日（金）から3月29日（金）とし、京都大学生協時計台地下ショップの入口横に左京エコまちステーションから提供を受けた回収ボックスを設置した。なお、今回は試行のため個人が使用していた使用済み小電のみを対象とし、研究室や事務室の物は対象外とした。

その結果、試行期間中に計168 kg（409点）の小電が回収された。品目別には「ドライヤー・ヘアアイロン」、「携帯電話・スマートフォン・タブレット」が最も多く、それぞれ21点、次いでWiFiルーター19点、モバイルバッテリー17点、ヘッドホン・イヤホン（有線）16点となった。本試行による回収量は同期間の左京エコまちステーションの回収量525 kgと比べると約32%に相当し、大学生からの回収ポテンシャルの高さがうかがえた。本試行結果を踏まえ、小電などの長寿命製品のプラスチック対策を今後も検討していく。



写真 京大生協時計台地下ショップに設置した小型家電回収ボックス

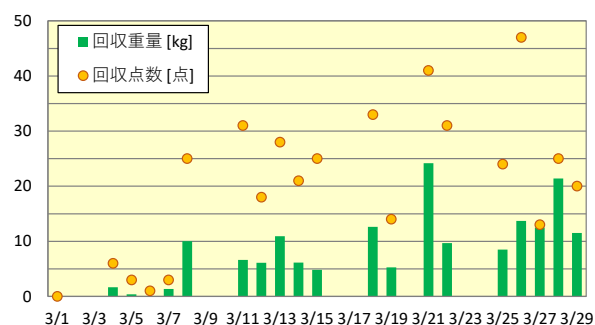


図1 試行期間中の回収重量・点数の推移

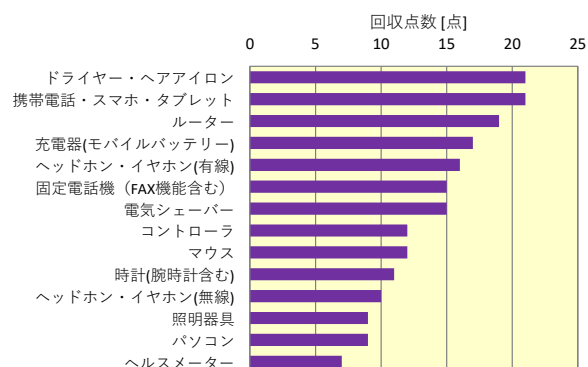


図2 品目別の回収点数（上位14品目）